

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 遠軽町の地形及び気象

※当支援計画における対象地域は、遠軽町丸瀬布、遠軽町白滝、遠軽町生田原とします。

遠軽町は、オホーツク総合振興局管内のほぼ中央部に位置し、地形は周囲を山林に囲まれ南西部には大雪山系の険しい山々がそびえ、南西部から北東側のオホーツク海に向かい湧別川と生田原川に沿って平野部が広がり、そこに市街地が形成されている。又、生田原地域と白滝地域からオホーツク海に向かって、それぞれなだらかに低くなっている。

海拔は最も低い位置で74m、最も高いところが白滝地域の357mとなり津波による被害は限りなく少ないと考えられている。

気象は、内陸部で大陸性気候により寒暖差が激しく、山間部は積雪量が多いが平野部はオホーツク海型気候地域としての特色を持つため年間降水量は1,000mmを超えることは少なく、年間を通じて降雨降雪は少ない地域となっている。

なお、各地域における気候環境は、以下の表である。(10年間統計)

地域	最高気温	最低気温	降水量	積雪量
生田原	36.4℃ 平成25年	-29.6℃ 平成27年	1249mm 平成28年	—
丸瀬布	—	—	1202mm 平成28年	—
白滝	34.0℃ 平成29年	-21.7℃ 平成27年	1121mm 平成28年	128cm 平成28年

生田原：積雪量の観測なし、丸瀬布：雨量観測所のみ

(遠軽町地域防災計画より抜粋一部加工)

(2) 地域の災害リスク

(浸水)

【遠軽町生田原】

遠軽町生田原市街地及び生田原安国市街地には一級河川の生田原川が流れており、遠軽町防災ガイドマップにおける生田原川が想定最大規模の降雨(1,000年に1回程度起きる大雨)により氾濫した場合、遠軽町生田原では生田原川より東側の多くの地域で浸水が予想され、生田原安国では西側の多くの地域で浸水が予想される。

観測史上初の北海道に4つの台風が来襲した平成28年8月北海道豪雨の際、生田原川が氾濫し、地域小規模事業者や住民に被害はなかったものの、河川敷のパークゴルフ場が浸水し復旧に3ヶ月間の日数を要した。

以下の表は遠軽町防災ガイドマップで示された、浸水が予想されている地域に52件の小規模事業者が立地するため、BCP又は事業継続力強化計画の策定が必要不可欠であると考えられる。

地域別	浸水深	小規模事業者数
オレンジ（濃）の地域	5.0m～10.0m未満	0
オレンジの地域	3.0m～5.0m未満	28
オレンジ（薄）の地域	1.0m～3.0m未満	18
黄色（濃）の地域	0.5m～1.0m未満	5
黄色の地域	0.0m～0.5m未満	1



(遠軽町防災ガイドマップより抜粋)

【遠軽町白滝及び遠軽町丸瀬布】

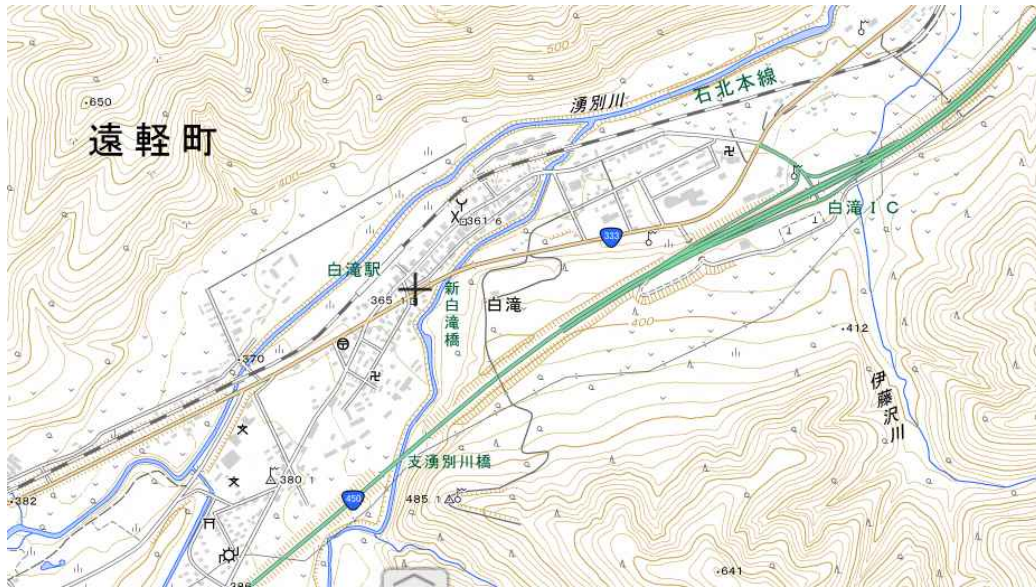
遠軽町白滝市街地には一級河川の湧別川が流れており、遠軽町丸瀬布市街地には同じく一級河川の湧別川、丸瀬布川、武利川の3つの河川が流れているが、北海道ハザードマップポータルサイトによると、両地域とも河川氾濫による洪水のリスクは無いと予想されている。これは市街地を流れる河川が、切り立った溪谷となっているため洪水になりにくい地形であることが要因となっている。

しかしながら、平成28年8月北海道豪雨で湧別川が氾濫し、丸瀬布市街地から約10kmの上流域にある小規模事業者1件の建物等に浸水と地域住民1件に床下浸水、道道「上武利丸瀬布線」の武利橋が崩壊し、交通が分断され復旧に1年7ヶ月間の日数を要した。

遠軽町白滝では、地域小規模事業者及び地域住民に被害は無かった。

北海道ハザードマップポータルサイトでは、両地域とも浸水が予想されている地域に小規模事業者は立地しないが、上記の被害があった小規模事業者のためBCP又は事業継続力強化計画の策定が必要不可欠であると考えます。

### 【遠軽町白滝】



### 【遠軽町丸瀬布】



(北海道ハザードマップポータルサイトより画像加工)

(地震：遠軽町防災ガイドマップ)

遠軽町各地域に影響を及ぼす可能性のある地震については、地震調査研究推進本部が発表する資料及び遠軽町防災ガイドマップによると、十勝沖の地震及び十勝平野断層帯主部による地震が想定されている。

そのうち最も影響が大きいと考えられるのは、十勝平野断層帯主部における地震となっており、震度5弱の地震が想定されているが、今後30年以内の発生確率は0.1%～0.2%となっている。

尚、2018年の胆振東部地震では震源地から離れていたために震度2にとどまり、建物の倒壊などの大きな被害を受けることは無かったが警戒が必要である。

以下の表は、マグニチュード6.9、震度6弱を想定した際の建物全半壊率となり、全ての小規模事業者が10%未満の地域に立地している。



(遠軽町防災ガイドマップより抜粋)

【生田原地域】



【丸瀬布地域】



【白滝地域】



地域の危険度 (建物全半壊率)	
■ (Pink)	20%以上 25%未満
■ (Orange)	15%以上 20%未満
■ (Yellow)	10%以上 15%未満
■ (Green)	5%以上 10%未満
■ (Blue)	0%以上 5%未満

(遠軽町防災ガイドマップより抜粋)

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内) 【地震発生確率の算出点】	
海溝型地震				
千島海溝沿い	十勝沖	8.0～8.6程度	9%	
	根室沖	7.8～8.5程度	8.0%程度	
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5前後	6.0%程度	
	超巨大地震（17世紀型）	8.8程度以上	7%～4.0%	
	ひとまわり小さいプレート間地震	十勝沖及び根室沖	7.0～7.5程度	8.0%程度
		色丹島沖及び択捉島沖	7.5程度	9.0%程度
	十勝沖から択捉島沖の海溝沿いのプレート間地震（津波地震等）		M <sub>s</sub> 8.0程度	5.0%程度
	沈み込んだプレート内のやや浅い地震		8.4前後	3.0%程度
	沈み込んだプレート内のやや深い地震		7.8程度	5.0%程度
海溝軸の外側で発生する地震		8.2前後	不明	
内陸の活断層で発生する地震				
標準断層帯		7.7程度以上	不明	
十勝平野断層帯	主部	8.0程度	0.1%～0.2%	
	光地風断層	7.2程度	0.1%～0.4%	

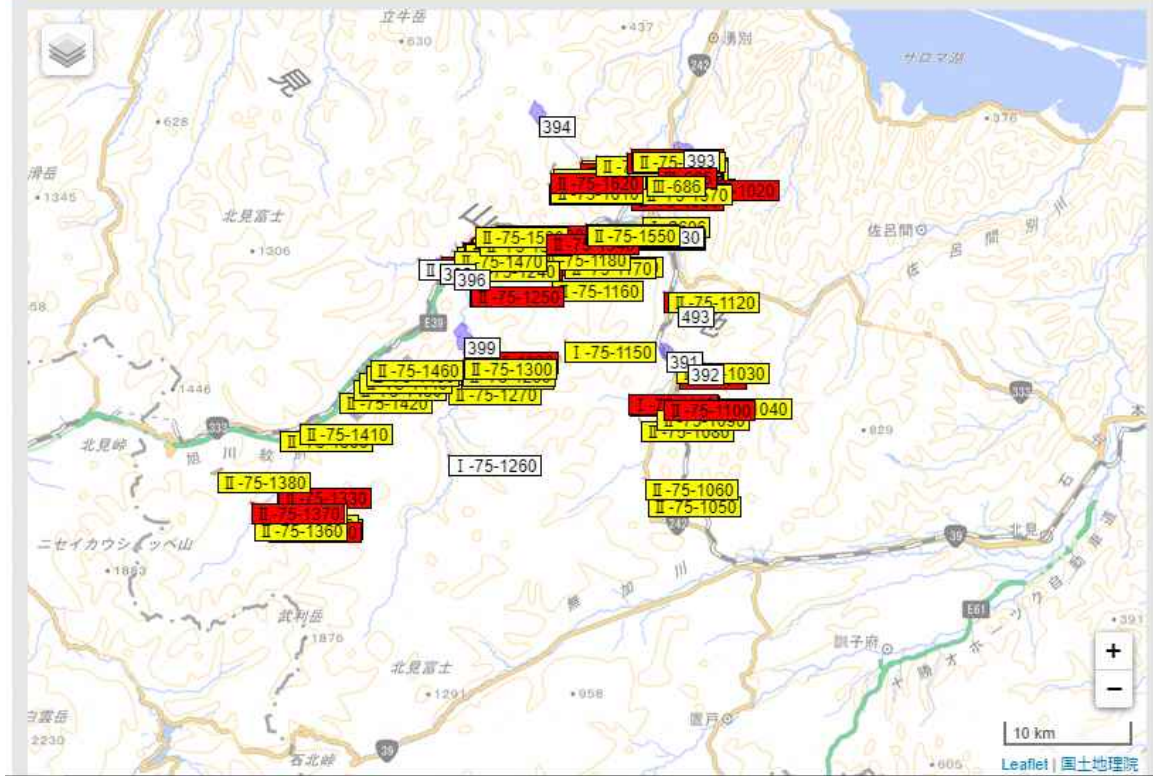
（算定基準日：2020年1月1日）

（地震調査研究推進本部より抜粋）

#### （土砂災害）

遠軽町は周囲を大雪山系の山々に囲まれた山間部に立地しており、降雨や雪解け水による地滑り、土砂災害が発生するエリアとなっていて、北海道士砂災害警戒情報システムによると49箇所が土砂災害特別警戒区域に指定され、対象区域には小売業をはじめとした小規模事業者が18件あり、災害対策が必要とされている。

国立研究開発法人防災科学技術研究所の災害年表マップによると、過去40年間において丸瀬布地域で3度、白滝地域で1度の土砂災害が記録され道路や橋梁、線路に被害があった。



(北海道土砂災害警戒情報システムより抜粋)

## (雪害)

近年、発達した低気圧により各地域において、局所的な暴風雪や大雪に見舞われることがあり、特に旭川・紋別自動車道、国道242号、国道333号、及び各幹線道路で風雪による視界不良で通行止めが発生し顧客の従来や物流が途絶えることや、急激な気温低下がもたらす水道管破裂によるライフラインの被害によって、小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼすことから、雪害に備えた対策を進めていく必要があると考える。

## (その他)

遠軽町は大雪山系の山々に囲まれているが活火山はないので、火砕流や火山灰の被害はないものと想定する。

又、北海道津波シミュレーションにおいても遠軽町は対象外地域となっているため、津波や高潮・高波の被害もないものと想定する。

平成30年9月に発生した胆振東部地震の影響で北海道全域に大規模停電が起り、小規模事業者は電気設備の使用が不可能になったことから商品廃棄・製造設備の使用停止などによる被害によって大きな影響を受けた。

今後このような事態が再発することも予測されるため、小規模事業者には被害を最小限に抑えるために非常用発電設備の導入や停電時の対策を進めていく必要がある。

## (感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とし、ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

遠軽町では、令和2年に新型コロナウイルスの罹患者が発見された以外にも、クラスター感染が2箇所が発生した。

そのため、社会的にも経済的にも大きな被害を受けたことから、今後については社会状況を正しく理解し、自らが感染しないように努めるだけでなく、感染を拡大させない対策を進めていく必要がある。

《過去における主な自然災害記録》

【生田原】

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害金額(千円)
H16.9.8	強風	台風第18号による強風	営農施設 公共施設				5,320
H23.9.2	大雨	台風第12号による大雨(24時間総雨量124mmを観測)	公共文教施設 1箇所			道路(法面崩壊等)11箇所 河川(護岸崩壊)4箇所	8,873
H28.8.16 ~31	大雨	台風第7号、9号、10号、11号による大雨(総降水量329.5mm)	農業施設 11箇所			道路(崩壊等)10箇所 河川(洗堀、増水)7箇所 林道(法面崩壊等)5箇所 公園等(河川増水、流入) 2箇所	126,201
H30.7.3 ~5	大雨	低気圧による大雨(降水量172mm)				河川(洗堀、増水)4箇所 道路(法面崩壊等)20箇所 公園(流木流入)	12,831

【丸瀬布】

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害金額(千円)
H16.9.8	強風	台風第18号による強風	住宅一部破損 13棟 物置等全壊 6棟 物置等半壊 1棟 商店看板等 3棟 社会教育施設 2棟				19,600
H23.9.2	大雨	台風12号による大雨(総雨量122mm)	公立文教施設 2箇所	農作物被害 3箇所		道路(法面洗堀等)5箇所 河川(護岸崩壊等)4箇所 農地流出1箇所	4,120
H25.8.20	風	短時間の暴風				道路(路面洗堀、法面崩壊)	1,560

	雨	雨			3箇所	
H28.8.16 ～31	大雨	台風第7号、9号、10号、11号による大雨(総降水量 377.5 mm)			道路(法面洗堀等) 16箇所 河川(護岸崩壊等) 3箇所 公園(増水等) 3箇所	177.596
H30.7.3 ～5	大雨	低気圧による大雨(降水量 172 mm)			道路(法面洗堀等) 11箇所 河川(護岸崩壊等) 1箇所 公園(増水等) 2箇所	19.359

【白 滝】

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害金額(千円)
H16.9.8	強風	台風第18号による強風	営農施設 15棟 住宅一部損壊 15棟 公共施設破損 23棟	畑 84.8			91.224
H23.9.2	大雨	台風12号による大雨(総雨量 176 mm)	公立文教施設 1箇所	農作物被害 7箇所	道路(法面洗堀等) 19箇所 河川(護岸崩壊等) 2箇所 橋梁崩壊 1箇所 農地流出 1箇所		33.854
28.8.16 ～31	大雨	台風第7号、9号、10号、11号による大雨(総降水量 377.5 mm)			道路(法面洗堀等) 23箇所 林道(路面洗堀等) 2箇所 公園(増水等) 1箇所		99.969
H30.7.3 ～5	大雨	低気圧による大雨(降水量 172 mm)			道路(法面洗堀等) 2箇所		11.150

(遠軽町地域防災計画より抜粋)



(3) 商工業者の状況

- ・商工業者数 221人 (H26経済センサス)
- ・小規模事業者数 153人 (H26経済センサス)

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商 工 業 者	建 設 業	19	16	町内に広く分散
	製 造 業	22	20	〃
	卸 売 ・ 小 売 業	43	37	〃
	飲 食 ・ 宿 泊 業	24	19	市街地に集中
	サ ー ビ ス 業	82	33	〃
	そ の 他	31	28	町内に広く分散
	合 計		221	153

(4) これまでの取組

1) 遠軽町の取組

項 目	年 月	備 考
遠軽町総合防災訓練	R01.10	防災訓練 (隔年)
防災訓練の実施	R02.09	1日防災学校 (丸瀬布小学校)
遠軽町災害対策本部 図上訓練	R02.10	風水害・土砂災害想定 (毎年)
防災備品の備蓄		備蓄食料 (1,000食) アルファ米・保存パン等

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
非常用発電機導入支援	R01.5	停電に備えた非常用発電設備の整備 2件設置
損害保険への加入促進	R01.8	北海道火災共済協同組合との帯同訪問 12件
リスクマネジメント資料配布	R01.12	パンフレット配布 120部
感染症防止及び予防対策	R02.06	不織布マスクの配布 120件
感染症防止及び予防対策	R02.08	非接触式体温計の配布 120件
災害対策本部図上訓練の見学	R02.10	豪雨災害を想定した事前準備等の訓練

2 課題

- ・遠軽町防災計画で定めた緊急時にえんがる商工会が実施する取組が明確になっておらず、発災時に何をするのか不明で、協力体制の重要性や具体的な体制、マニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険や共済に対する助言を行えるえんがる商工会経営指導員等職員が不在。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知できていない。
- ・体調不良者を出社させないなどのルール作り、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知できていない。

### 3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と遠軽町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### (1) 成果目標

業 種	商工業者数	小規模事業者数	策定目標	
			B C P	事業継続力強化計画
建 設 業	1 9	1 6	1	2
製 造 業	2 2	2 0	1	2
卸売・小売業	4 3	3 7	2	6
飲食・宿泊業	2 4	1 9	1	2
サ ー ビ ス 業	8 2	3 3	1	4
そ の 他	3 1	2 8	0	4
合 計	2 2 1	1 5 3	6	2 0

※上記以外の小規模事業者に対しては事業継続力強化計画の策定支援を実施する。

※ハザードマップより浸水被害が想定される小規模事業者52件を優先し、本計画においては半数の26件の支援を計画し、6年目以降で残り26件の支援を計画する。

特に、災害の規模が大きいと予想される生田原地域・生田原安国地域に立地するライフラインに直結する小規模事業者に対しては、BCPの策定支援を実施する。

#### (2) 実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク、感染症等リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
協力体制マニュアルの整備	えんがる商工会と遠軽町との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言を行えるえんがる商工会経営指導員等職員の育成及び保険会社との連携	研修会の参加及び保険会社と共同で巡回指導(OJT)	年1回

### 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・えんがる商工会と遠軽町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

遠軽町	えんがる商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。
- ・現在遠軽町で取組んでいる防災対策等について情報を共有する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録や遠軽町のハザードマップ等を用いながら、事業所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、被災した際の損害保険及び共済等の加入、行政の支援策の活用など）について説明を行う。
- ・遠軽町やえんがる商工会が発行する会報やホームページにおいて本計画を公表するほか、国の施策の紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP及び事業継続力強化計画の取組状況の確認（年1回実施）

業 種	商工業者数	小規模事業者数	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	19	16	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0
製造業	22	20	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0
卸売・小売業	43	37	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2
飲食・宿泊業	24	19	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0
サービス業	82	33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	31	28	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1
合計	221	153	5	6	7	4	4	5	6	7	4	4

- ・えんがる商工会、遠軽町並びに遠軽信金等の関係機関を構成員とした事業継続力強化支援計画評価委員会（仮称）において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はえんがる商工会HPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（風水害・土砂災害・震度6弱の地震）が発生したと仮定し、遠軽町地域防災計画をもとに連絡体制等の確認を行う。

実施時期	全町一斉避難訓練に合わせて年1回
訓練内容	発災後の連絡手段の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	遠軽町経済部商工観光課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ遠軽町と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②SNS (LINE・メッセージなど)  
③メール (ショートメール・Eメール等)
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい・マスク着用などの徹底を行う。又、事業所での職員間の距離や必要によってはアクリル板の設置を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、えんがる商工会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・遠軽町災害対策本部の方針に従い、遠軽町総務部危機対策室及び遠軽町経済部商工観光課と連携をとり、実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。  
(豪雨) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、電話等により情報交換を行い、警報解除後に出勤する。  
(地震) 職員自身の目視で周辺の家屋・道路の損壊状況等が著しい場合や、余震の可能性がある場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、電話等により情報交換を行い、避難解除等の安全が十分に確保されてから出勤する。  
(大雪) 国道、道道、町道が通行止めとなる場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、電話等により情報交換を行い、通行止め解除後に出勤する。  
(停電) 信号の機能が停止している状況を考慮し、通勤で自動車を使用する者は十分に注意を払い出勤する。  
(津波) 遠軽町は標高が高い位置に所存するため、津波被害はないものと想定する。  
万が一津波被害が発生した場合は、上記の豪雨及び地震と同様の処置をとる。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報を共有する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10 % 程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1 % 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・町内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき。</li><li>・予想されない重大な災害が発生したとき。</li><li>・気象特別警報が発表されたとき</li></ul>	全職員

	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害が見込まれる地域において連絡がとれない、若しくは交通網が遮断されており確認ができない。(連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定)</li> </ul>	
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>目立った被害の情報がない。</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- 本計画により、えんがる商工会と遠軽町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

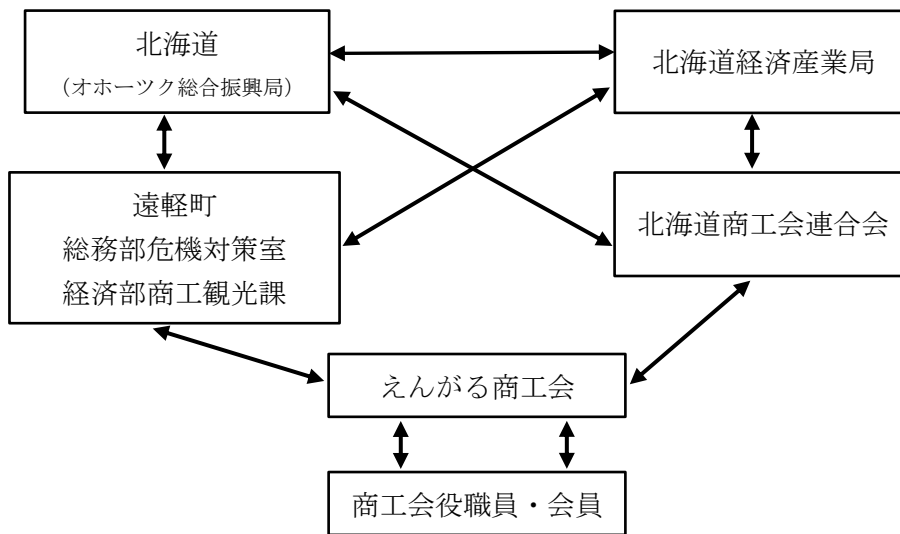
- 遠軽町で取りまとめた「遠軽町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令系統・連絡体制を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 災害発生の恐れがある箇所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- 被害状況の確認方法は、被害状況確認報告書にてメールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- えんがる商工会と遠軽町は被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、事前に定めた方法により算出する。
- えんがる商工会と遠軽町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、オホーツク総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- 被害状況確認報告書様式については、下記の表を使用する。

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、遠軽町と相談する（えんがる商工会は、国や北海道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所に置いて、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ遠軽町と定めた方法により確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者を対象にした補助制度等の施策（国や北海道、遠軽町の施策）について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

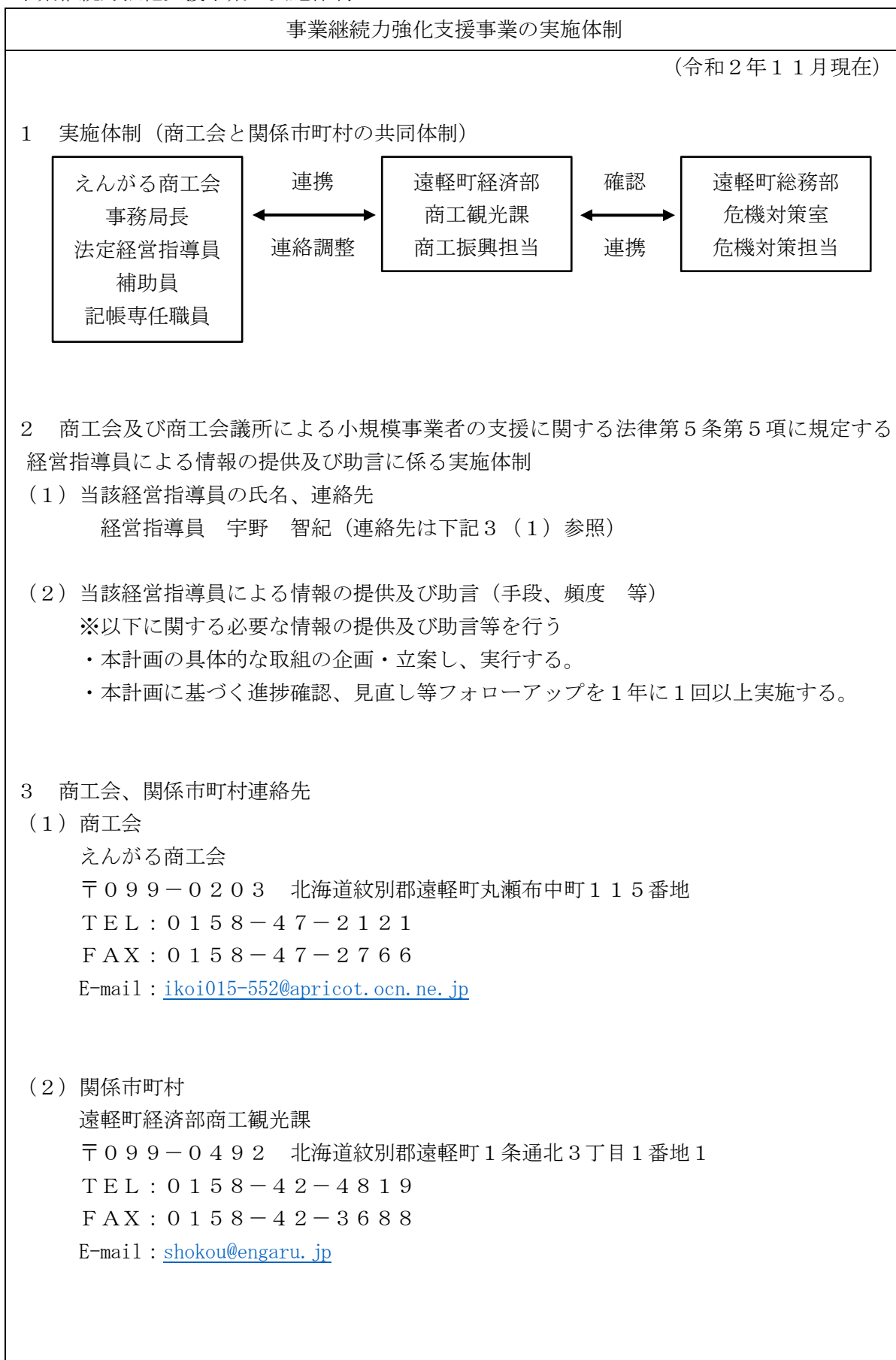
- ・遠軽町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、遠軽町・えんがる商工会のHP及び商工会報や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





遠軽町総務部危機対策室

〒099-0492 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

TEL : 0158-42-4811

FAX : 0158-42-3688

E-mail : [kiki@engaru.jp](mailto:kiki@engaru.jp)

#### 4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 2 調達方法

調達方法
会費収入、遠軽町補助金、道補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。